

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

稲沢市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧稲沢市地域

(1) 現況

本地域は、稲沢市の東部に位置し、水稻を主体とする平地農業地域である。従来より農業者が水路及び農道の泥上げや草刈り等を行っているが、都市近郊であるため混住化の進展や農業者の高齢化により、今後の管理体制の脆弱化が懸念される。また、農業用施設の老朽化も著しく、修繕や更新が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の長寿命化を行い、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧祖父江町地域

(1) 現況

本地域は、稲沢市の西部に位置し、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、ヘイケボタルの生息地として保全活動も行っている地域である。また、農業用施設の老朽化も著しく、修繕や更新が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の長寿命化を行い、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧平和町地域

(1) 現況

本地域は、稲沢市の南部に位置し、豊富な水資源を活用した稲作地帯である。従来より農業者と非農業者が共同で水路及び農道の泥上げや草刈り等を行っているが、都市近郊であるため混住化の進展や農業者の高齢化により、今後の管理体制の脆弱化が懸念される。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧稲沢市区域	第3条第3項第1号に掲げる事業
②	旧祖父江町区域	第3条第3項第1号に掲げる事業
③	旧平和町区域	第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。